

## 労働法と国家：日本労働法史のための覚書

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2297/29436">http://hdl.handle.net/2297/29436</a>

# 労働法と国家

——日本労働法史のための覚書——

前田達男

はじめに

- 一 『講座日本近代法発達史』の時期区分
- 二 確立期天皇制国家と賃労働法制
- 三 「団結の自由化」問題と国家  
おわりに

はじめに

「日本労働法史を、従来のような法律の羅列的なり方ではなく、なにか斬新なアイデアで書け」というのが戦後間もないころ、「法律文化」誌が民主主義科学者協会・沼田稻次郎氏に出した注文であった。<sup>(1)</sup> それから約四〇年、戦後の民主化改革、学問の自由と社会科学の発達は、天皇制国家によって独占されていた資料の発掘を含めて、労働法史、労資関係、労働政策に関する多くの理論的・実証的研究を生みだしてきた。<sup>(2)</sup> GHQアメリカ政府の管理する戦後改革は占領政策に関する龐大な資料も、情報公開法によりその時効の到来とともに、関係者からの聞き取り以外にも接近可能なものとなりつつある。<sup>(3)</sup> それにもかかわらず労働法学界においては、日本労働法史(あるいは労働法学史)につい

ては、『講座日本近代法発達史』の方法論、つまり日本資本主義の発展と関連づけて法現象（法制度、イデオロギーを含む）の展開過程を歴史的・構造的に分析するという手法を継承・発展させ、戦前・戦後を通して「日本資本主義と労働法」の概観図を与えるような研究は、必ずしもなされていない。野村平爾還暦記念論文集によせた論文に始まる渡辺洋三氏の労働法学「批判」と「日本資本主義と労働法の相互関係の究明」を任務とする労働法社会学の提言も、このことと無関係ではない。<sup>(4)</sup>

法を経済的土台によって客観的に規定された法の上部構造として捉え、資本主義の経済的構造との関係において法の論理的構造および歴史的展開の合法性を説明しようというのは、「唯物論」の公式である。だが法の一般理論（原理論）ないし段階論のレベルからさらにすすんで、各国における「法の歴史的分析」を行う場合、「経済」による「法」の規定を媒介する「国家」の問題（とくに資本主義の各発展段階〔本源的蓄積→産業資本主義→独占資本主義→国家独占資本主義〕における国家の機能、国家の内的な形態ないし諸階級・「国民」の国家の事務・統治への参加の形態〔政治レジーム〕、「諸国家の連関表」の中に占める位置など）に注意が払われるべきである。このことは「現代法論争」<sup>(5)</sup>参加者の間では共通の認識であるが、なお次のことを付言しておきたい。近代市民法は、ブルジョア国家の出現前に生成・発展してきたブルジョア社会（市民社会）の行為規範ないし組織原理が、ブルジョアジーによる国家権力の掌握を媒介として、国家法にまで高められた「前国家的法」であり、個性差は比較的少ない。しかし、ブルジョア社会と法に対する労働者の批判的法意識に対応しつつ、国家による「労働力」と「社会的意識と自主的組織を備えた労働力」の「保全」と「掌握」の政策（労働政策）<sup>(6)</sup>の社会的普遍化としての労働法は、いわば「後国家的法」であって、国家のあり方は労働法の歴史的發展様式、論理的構造に決定的ともいってよい刻印をおしつけている、ということである。

小論は、このような問題意識のもとに、別の機会に発表した「労働法と国家」のスキーマ、すなわち「労働法の発展およびその特質を資本主義発展の段階および型に規定されたものとの認識を基礎にしながらも、この規定関係を媒

介するものとして国家を指定し、かくすることによって各国労働法制の歴史的また構造的性質はより明快に把握される」という仮説をいまま少し進め、「日本資本主義と労働法」というテーマに応用して日本労働法史にかかわる若干の論点を深めようというものである。なおこの際、後進資本主義国・日本労働法の歴史的分析の場合、国際的な視角つまり「諸国家の連関表」が特殊に重要な意義を有することを補足しておきたい。

(1) 沼田稻次郎「労働法発達史——日本労働法意識の展開——」法律文化三卷二〇・二一・二二合併号〔労働法大系〕(一九四九年)。

(2) 土六文人「戦前期労働法制論」(一九八三年、創成社、池田信「日本社会政策思想史論」(一九七八年、東洋経済新報社、田村讓「日本労働法史論——大正デモクラシー下における労働法の展開——」(一九八四年、御茶の水書房)、深山喜一郎「第一次大戦後のわが国における労働組合法案の展開——高橋幸八郎編『日本近代化の研究』(下)」(一九七二年、東京大学出版会)、間宏「日本の使用者団体と労使関係——社会史的研究——」(一九八一年、日本労働協会)、林博史「近代日本国家の労働者統合——内務省社会局労働政策の研究——」(一九八六年、青木書店)、矢野達雄「労働組合法案をめぐる行政調査会議事録(一)(二)」(一九七八年、大阪大学二〇五、一〇六号(一九七八年)、「大正期労働立法の一面——労働争議調停法の成立過程——」法制史研究二七号(一九七七年)、二九二〇～三〇〇年代労働政策史研究に関する覚え書き——『労働争議調停法体制』をめぐって——」愛媛法学会雑誌 四卷一・二合併号(一九八七年八月)、沼田稻次郎「労働法(法体制再編期)」講座日本近代法発達史5(一九五八年、勁草書房)、野村平爾『島田信義「労働法(法体制崩壊期)」講座日本近代法発達史5』(一九五九年、勁草書房)、渡辺徹「日本における労働組合法案の登場をめぐって——日本労働協会雑誌八七、八八号(一九六六、六七号)、上井喜彦「第一次大戦後の労働政策——治警法一七条の解釈・運用問題を中心として——」労働運動史研究六二号(一九七九年)、兵藤剣「日本における労資関係の展開」(一九八〇年、東京大学出版会)、手塚和彰「戦前の労働組合法問題と旧労働組合法の形成と展開(一)」社会科学研究二二卷二号(一九七〇年)、三和良一「労働組合法制定問題の歴史的位置」安藤良雄編『両大戦間の日本資本主義』(一九七九年、東京大学出版会)など。

(3) 竹前栄治『アメリカ対日労働政策の研究』(一九七〇年、日本評論社)、「一九四九年労働法改正前史」中村隆英編『占領期日本の経済と政治』(一九七九年、東京大学出版会)、『戦後労働改革——GHQ労働政策史——』(一九八二年、東京大学出版会)、『GHQ』(一九八五年、岩波新書)などの著書・論文を参照。

(4) 渡辺洋三「法社会学と労働法」野村平爾先生還暦記念論文集『団結活動の法理』(一九六二年、日本評論社)。その後、渡辺//批判//は「労働法の基本問題」社会科学研究一八巻一号〔有泉亨教授還暦記念号〕(一九六六年)、「現代法研究の視角と課題」沼田稻次郎先生還暦記

念「現代法と労働法学の課題」(一九七五年、総合労働研究所)へと、「歴史的なもの」から「論理的なもの」へと比重を移しつつ展開されていく。

(5) 片岡昇編『現代法講義』(一九七〇年、日本評論社)、前田「国家独占資本主義—現代法論と社会法視座」科学と思想一四号(一九七四年一〇月)、戒能通厚「広渡清吉」前田達男「座談会・現代法論争の到達点と課題」季刊現代法一〇号(一九七九年八月)。

(6) 資本主義の発展に対応しつつ編成されてきた労働政策(社会政策)の概要については、大河内一男「社会政策総論」(一九四九年、有斐閣)参照。

(7) 前田「国家」『現代労働法講座—労働法の基礎理論』(一九八一年、総合労働研究所)。

## 一 『講座日本近代法発達史』の時期区分

わが国労働法史をどのように時期区分し、その「発達の歴史」を理解すべきか。「旧」「新」「現代」の「労働法講座」や多くの教科書とその労働法史は、この問題に対してかならずしも満足すべき回答を与えていない。とくに戦前と戦後とが別々に論ぜられる場合には、その時期区分の方法に統一性を欠くとともに、戦前の労働法史が戦後の労働法の確立・展開に対して有していた意義の検討(いわゆる戦前・戦後の連続・断絶の問題)が等閑視され、さらには戦前の労働法制(とくに労働「保護」立法)を国家論(天皇制国家—法体制との関係)抜きに「甘く」評価しがちである。国家との関係において労働法の生成・展開を整理し把握しようとするとき、改めて注目されるのが近・現代日本の法の全機構的歴史的分析を試みた『講座日本近代法発達史』とその時期区分の方法である。

「資本主義と法の発展」という副題をもつ『講座日本近代法発達史』は、第一期「法体制準備期(明治維新—一八八八年)、第二期「法体制確立期(一八八九—一九一四年)、第三期「法体制再編期(一九一四—一九三二年)、第四期「法体制崩壊期(一九三三年—敗戦)」という時期区分を採用している<sup>(2)</sup>。それぞれの時期は、その経済的基礎過程に即してみれば、日本資本主義の本源的蓄積、産業資本確立<sup>(1)</sup>、帝国主義転化、帝国主義「独占資本主義の内夷化」、「戦時」国家独占資本主義へ

の移行⇨崩壊（軍事的封建的日本帝國主義の崩壊）の各段階とほぼ照応している。またこの時期区分は、国家形態からみれば、天皇制国家（外見的立憲君主制）⇨近代的絶対主義的レジームの準備⇨形成（幕藩体制解体から明治一四年政変、自由民権運動抑圧を経て枢密院によるプロイセン流欽定憲法草案作成）、確立（明治憲法体系⇨国家・官僚機構の整備、教育勅語⇨家長制的国家イデオロギー、条約改正による政治的「自立」と植民地統治機構の整備、「諸国家の連関表」においていわゆるβ群国家としての位置の確定）、再編（大正デモクラシー。政党政治⇨日本的議院内閣制の形成、植民地の文官統治、美濃部⇨天皇機関説、吉野⇨民本主義など）、ファシズム化（外見的立憲制の放棄⇨軍部・官僚独裁とその破綻）に対応している。同『講座』が課題としていたのは、「相つぐ戦争」ことに発展⇨「一種独特の構造をもった資本主義経済」、右の経済構造に対応する「一種独特の政治的力関係」とそれに基づく「独特な構造をもった政治権力」、こうした近代日本の経済および政治との関係において「法の構造と機能の発展過程を分析することであって（編集委員のことば）、理念型としての近代法がわが国においてどのような「発達史」をたどったかを叙述することに主眼があったわけではない。

「日本資本主義の機構把握」をふまえた「法制史の認識」を説いた平野義太郎「議會および法制史」は、「この国の資本主義の政治的法制的構造は、明治二十二年の憲法を礎盤として組み立てられている……したがって、これを中心とした視点から、法制史が叙述される方法も必要である」と書いていた。<sup>(4)</sup>平野義太郎博士の先駆的業績に学んだ『講座日本近代法発達史』が、まさに日本の独特な近代化過程の推進（強兵富国）による資本主義化の推進と政治的自立の達成）の槓杆であり、またその法制的表現でもあった「明治憲法体制」（⇨天皇制国家の法的レジーム、いわゆる「三二年法体制」）に照準をあてつつ、その準備⇨確立⇨再編⇨崩壊の総過程を捉えようとしたことは、容易に想像することができる。またそれと同時に、戦前・戦後の「断絶」説に立つ同『講座』は、日本帝國主義の敗北（敗戦）による天皇制国家⇨法体制の崩壊という図式を描いてはいるが、<sup>(5)</sup>敗戦・占領・戦後改革を画期とする法体制の新たな編成と展開については具体的な展望を示していない。<sup>(6)</sup><sup>(7)</sup>

戦後の「法発達史」の全機構的分析の視角を提供したものが、戦後日本の独特な政治レジームに着目した「二つの法体系」論であった。この理論は、戦後日本の法現象の矛盾的展開(そのルーツは、「法律」「勅令」の二元的立法システム、議会・法律に拘束されない「絶対主義的権力」の存在を許容した戦前の法体制にある)をその国際的条件とともに明らかにし、国民の法運動に理論的指針を与えようとするものでもあった。<sup>(9)</sup>しかし占領期・前半Ⅱ民主化政策・占領期・後半Ⅱ占領政策の転換・講和・旧安保期・新安保期(高度成長期)と時期区分するその手法は、「経済および政治との関係において国家法の構造と機能とを分析する」という、『講座』の方法論とは必ずしも連続していない。現代法Ⅱ国家独占資本主義法として現代日本法を歴史的に分析する試みは、国家独占資本主義論を媒介として戦前(一九三〇年代Ⅰ戦時国家独占資本主義)・戦後(改良型国家独占資本主義と一九六〇年代Ⅱ本格的展開)という連続面の指摘、また敗戦・占領・戦後改革を国家独占資本主義の再編・日本資本主義発展への「寄与」という側面からもみるという視角を提示することによって、戦前・戦後を通して、その連続・断絶をも睨んだ、「法発達史」への道を開くこととなる。<sup>(10)</sup>

このような点をふまえて戦後を区分するならば、戦後は、(1)一九四五〜五五年、(2)一九五五〜七五年、(3)一九七五年と大きく区分される。この区分は、経済的基礎過程に即して見れば、「軍」「封」帝国主義の解体と「近代化」の達成Ⅱ改良型国家独占資本主義の枠組の形成、改良型国家独占資本主義の展開(高度経済成長、後半Ⅱ帝国主義〔経済的特徴〕の復活)、その軌道修正(安定成長、帝国主義〔社会的特徴Ⅱ寄生的で腐朽しつつある資本主義〕、部分的に政治的特徴)の顕在化)に照応し、国家形態の点からは、「上から」のブルジョア革命の完成Ⅱ象徴天皇制(国民主権)と対米国家的従属(アメリカ帝国主義の世界支配体系への編入)の枠組の確立、展開、変容Ⅱ再編となるであろう。

(1) 労働法講座の時期区分は次のとおり。『(Ⅱ) 労働法講座Ⅰ総論』(一九五六年、有斐閣、舟橋尚道執筆)は、初期労働立法(明治〜大正四年)・工場法制定以後Ⅰ日華事変以後Ⅰ第二次大戦後の労働法の全面的発展。『新労働法講座Ⅰ労働法の基礎理論』(一九六六年、有斐閣、戦前Ⅰ秋田成就・戦後Ⅱ外尾健一執筆)は、「戦前」を日清戦争、第一次大戦、満州事変、日華事変、「戦後」を占領体制・講和後で区分。

『現代労働法講座Ⅰ労働法の基礎理論』（一九八一年、総合労働研究所、戦前Ⅱ甲斐祥郎・戦後Ⅱ宮島尚史執筆）は、「戦前」を「講座日本近代法発達史」と同じく時期区分し労働法準備期、労働法確立期、労働法再編期、労働法崩壊期の名を冠し、「戦後」は独特な方法論から「政策」と「運動」との対抗関係を基礎にすえて、ほぼ占領期・前半（戦後労働法の原点確立と政策枠組(1)(2)の確定）、同後半（政策の枠組(3)(4)の確定）、単独講和以降、生産性向上から七〇年代前半・七〇年代後半から八〇年代へ。「現代労働法講座。労働保護法論」（一九八二年、戦前Ⅱ丸山裕・戦後Ⅱ平野毅執筆）は、労働保護法についてであるが、「戦前」Ⅱ「新労働法講座Ⅰ」と同じ、「戦後」は労働基準法を中心にその制定、改正、状況変化を占領期、講和期、高度成長期に分けて叙述。沼田稻次郎『日本労働法論（上）』（一九四八年、日本科学社）、沼田稻次郎著作集Ⅰ『日本労働法論』（労働旬報社、一九七六年）に再録の「日本労働法沿革の素描」は、前期（工場法施行前）慈悲的思想下の労働法、工場法施行とそれに続く前大戦後の世界的環境に影響せられた時期（労資協調思潮下の労働法）、満州事変以降（全体主義思潮下の労働法）、敗戦後の民主的労働法期となっており、改めてその時期区分が注目される。

(2) 時代区分の指標、その内容等については、「講座日本近代法発達史」第二巻付録の、講座編集委員（辻清明、福島正夫、川島武宜、鶴飼信成）による座談会「時代区分について——講座日本近代法発達史」公刊にあたって(2)——「および、未完成に終わったこの『講座』の企画を継承した、長谷川正安Ⅱ利谷信義『日本近代法史』岩波講座『現代法(4)外国法と日本法』（一九六六年、岩波書店）を参照。

(3) 平野義太郎『日本資本主義社会の機構』（一九三四年、岩波書店）は、「世界資本主義が自由競争発展の極限に達し、帝国主義への過渡期に入らんとする段階」に「軍事的勢力、又、近隣の民族に対する特殊便宜の独占によって、一部分、補充され、一部分、代位され」て産業資本確立・独占資本転化の過程を短時日の間に推進し、このことがまた国権主義や「絶対主義的政治形態の本質」を規定していると、指摘している。β群国家Ⅱ日本は、経済的・政治的・文化的に先進的な資本主義国であるα群国家Ⅱイギリスに金融的に従属し、かつβ群国家Ⅱ中国、δ群国家Ⅱ朝鮮・台湾の暴力的支配に担保される経済的取奪によって独占資本主義Ⅱ帝国主義の路線を推進した。「諸国家の連関表」については、前田『現代資本主義国家論』『史的唯物論と現代5』（一九七八年、青木書店）二五四頁以下参照。

(4) 『日本資本主義の機構と法律』（一九四八年、岩波書店）一三〇頁。『日本資本主義発達史講座』第六回配本（一九三三年、岩波書店）のこの冊子は、戦後この著書に再録されている。

(5) わが国の近代化の特質（経済——それも工業化に矮小化——と政治・文化の跛行的発展を内容とした資本主義化）を「諸国家の連関表」をふまえ、その世界的条件とともに解明しようとする、芝原拓自『日本近代化の世界的地位』（一九八一年、岩波書店）、とくに三〇一頁以下を参照。

(6) 「三二法体制」の理論については、利谷信義「補論・日本近代法史研究の問題点」天野和夫Ⅱ片岡昇Ⅱ長谷川正安Ⅱ藤田勇Ⅱ渡辺洋三編『イルクス主義法学講座4 国家・法の歴史理論』（一九七八年、日本評論社）一八九—一九〇頁、参照。



(7) 一五年戦争突入とファシズムの制覇による法体制の「崩壊」(期)は、帝国議会の翼賛機関への転落と緊急勅令の乱発などにより独特の発現形式をとる(法と政治の一体化。但し、その「労働力の国有化」・流動化政策≡総動員法体系は、「法の政策化」ないし「政策の外被としての法」という現代法≡国家独占資本主義法的現象としての側面をもち有する)。しかし同時にその歴史的な内実には、天皇制レジーム(経済的基礎構造としては、植民地の領有・財閥資本・寄生地主制、法≡政治的イデオロギー的上部構造として、明治憲法・天皇制軍部官僚機構・教育勅諭を中核とする天皇制≡家族主義的イデオロギー)が、敗戦≡ボツダム宣言受諾(天皇制レジームの崩壊・喪失ないし解体・廃絶)という一五年戦争の帰結に向って、自らの「没落の必然性」を裏証していく過程でもあった。まさに「確立」の論理は、「崩壊」の論理を含む、……「確立」の仕方は、後の「崩壊」の仕方を決定する矛盾の契機を含みながら確立」(中村政則「序説近代天皇制国家論」『大系日本国家史4 近代1』(一九七五年、東京大学出版会)三三六頁)したのである。

(8) (2)の座談会での川島武宜発言「結局こう見てみると、日本近代法発達史ではなく近代法不発達史であった……本当の近代法の発達史は、実は敗戦から始まる……」は、戦後改革をもって戦前日本資本主義の解体≡帰結とする、戦後改革研究に対する「戦前日本資本主義解体史」的アプローチ(その代表的な理論・著作として、山田盛太郎『日本資本主義分析』がある)と共通するものをもっている。大石嘉一郎「戦後改革と日本資本主義の構造変化」『講座・戦後改革≡課題と視角』(一九七四年、東京大学出版会)六五頁ほか参照。

(9) 前田「国家独占資本主義≡現代法論と社会法視座」一一五—一二六頁参照。

(10) 前田「労働政策と法」『マルクス主義法学講座6 現代日本法分析』(一九七六年)三三九—三三三頁参照。

## 二 確立期天皇制国家と賃労働法制

本源的蓄積段階の団結禁止法を労働法に含めるならともかく、一般に労働法は近代法の確立以後、その修正ないし再編(再編が問題となるのは、おおむね独占資本主義段階≡帝国主義移行期)の一部として形成され、自由権を基底とし公私法の二元的構成をとる近代法に対して、その自由論の転換ないし思想的深化、さらには異質な原理(生存権)を付加することによって、その確立をみる。もっともこのような発展図式は、市民革命によって封建制・絶対王政と断絶し、ブルジョアジーの政治的支配を基本的に確立した民主共和政のレジームのもとで、本源的蓄積≡産業革命・産業資本の確立・独占、さらに国家独占資本主義への移行という資本主義の道を歩んだ先進国(≡群国家)について言いうるこ

とである。ブルジョア民主主義運動の挫折や市民革命の未経験によって、国家の実体的基礎および形態に前近代的なもの（家産国家、絶対主義的レジーム）を残存させたまま、社会の資本主義化（近代化）が進められた後進国（β群国家）については、近代法と労働法の歴史的なズレの問題と並んで労働法発展の世界史的な状況と段階、その国家形態の特質による独特な「国家意思の形成過程」に留意しておく必要がある<sup>(3)</sup>。

後進資本主義国・日本は、「上から」の資本主義化と条約改正の条件整備のために、近代的・合理的官僚制や法制度を西欧先進国から輸入した（但し、伝統的Ⅱ家父長制的制度と抵触しないようにという条件つきで。法典論争Ⅱポアンナード民法典施行延期・廃止、親族・相続法編の独自編纂を見よ）。このことと関連して、労働問題の本格的登場を待たずに法制度の整備の一部として、「賃労働に関する法制」を輸入・立案もした。例えば、先駆的労働保護立法とされる「西洋形商船海員雇入雇止規則」（一八七九年）は、イギリス商船法をモデルとしたもので、その内実は「主従法」の範疇にはいるものである<sup>(4)</sup>。ドイツ人ヘルマン・ロessler起草の旧商法（一八九〇年公布、翌年施行を予定）海商法篇「海員」条項は、前期的な主従法Ⅱ同「規則」を近代的な主従法Ⅱ契約法（刑罰からの原則的解放）へ転換させる内容をもつものであった。しかし「準備期」のブルジョアの法典編纂を天皇制法体制に適合的なものに改編する「法典論争」の過程でその施行は延期され（一八九八年七月から一年間だけ実施）、一八九九年に確立する新海商法Ⅱ船員法体制は、天皇制国家に担保された「労働強制法」<sup>(5)</sup>に変わっていた。

工場法も、それがドイツ営業条例（一八六九年、なお一八九〇年改正「労働者保護法」で就業規則作成の義務づけ）などを参考に、帝国大学で「国家学」<sup>(6)</sup>を学んだ農商務省の「開明的」「進歩的」<sup>(7)</sup>官僚によって立案された段階（職工条例案・職工徒弟条例案、職工法案）では「一〇時間労働日」<sup>(8)</sup>であった。しかし「工場法案」として政府の手に移るとともに「一二時間労働日」となり、さらに工場法の名宛人であり経済的支配階級を構成するブルジョアジーとの調整を経て現実・具体化する段階では「一二時間十二時間労働日」となり、現状追従以上の内容となっている<sup>(9)</sup>。しかもこれが施行されるのは、

表1 工場法の立法過程

【法体制準備期】	〔備考〕
1882. 4 農商務省, 内務省より独立。工務局に調査課設置	1886 帝国大学令
1887. 6 職工条例案, 職工徒弟条例案（ドイツ, オーストリアの営業条例を参考）	
【法体制確立期】	
1896. 4 農商工高等会議官制公布（*）.10 「職工の保護及び取扱に関する件」諮問	1896. 4 社会政策学会（※）発足
1897. 6 農商務省・職工法案起草（10時間労働, 職工規則・徒弟規則作成）	1897. 7 労働組合期成会結成
1898. 6 同上・修正, 工場法案（明治31年法案）（†） 各商業会議所に諮問（9月）, 農商工高等会議に諮問（10月）⇒ 修正案答申（††）, 工場及び労働に関する事実調査を要望	1897. 12 鉄工組合結成
1900. 4 農商務省内に工場調査掛を設置, 職工実態調査開始（⇒1903『職工事情』）	1898. 4 日本鉄道矯正会
1902. 11 農商務省, 工場法案要領（明治35年法案）（†††） 関係各省, 地方長官, 商業会議所に回付, 意見聴取（**）	1899. 11 活版工組合 （いづれも1902年頃までに衰退。 〔参考〕1900年治安警察法）
1909. 10 政府, 工場法案（明治42年法案）（††††） 議会提出前に関係各省, 地方長官, 商業会議所, 蚕糸会, 紡績連合会, 日本工業協会その他に回付, 意見聴取（***）	1907. 9 社会政策学会第1回大会「工場法と労働問題」（於, 東京帝国大学）
1910. 2 政府, 修正の上, 工場法案を第26帝国議会に提出（\$）, 綿紡業者などの反対運動。政友会, 反対。政府, 法案撤回。再修正の上, 意見再聴取。「生産調査会」（1910. 3 官制公布）に付議⇒修正	1906~07 別子・足尾など金属鉱山, 夕張・幌内炭坑, 三菱長崎・石川島造船, 大阪砲兵・呉海軍工廠など「政府事業又は富豪の事業」に大争議, 軍隊出動も
1911. 2 政府, 工場法案を第27帝国議会に提出, 成立（施行期日・予算はブランク）（\$\$） （1913 岡實『工場法論』）	
【法体制再編期】	
1915. 12 工場監督官	1918~19 各地商業会議所, 紡績連合会など工業団体, ILO対策（8時間労働制, 夜業禁止など）協議
1916. 8 工場法施行令（勅令）, 同規則（農商務省令）	
1920. 2 憲政会, 工場法改正案提出（1921, 22年も）	
1922. 2 国民党, 工場法改正案提出（8時間労働制）	
1922. 12 社会局, 工場法改正案要旨作成 地方長官, 商業会議所, 蚕糸会, 紡績連合会, 日本工業倶楽部その他に回付, 意見聴取	1919. 10 ILO第1回総会（日本「特殊国」扱い⇒5年後見直しの条件付）
1923. 2 政府, 工場法改正案（適用範囲拡大, 保護基準引上げ）決定, 第29議会提出・成立（施行未定）	1923. 3 工業労働者最低年齢法成立（1926. 7施行）
1923. 5 社会局, 工場法施行令改正要綱作成	

1923. 7	地方長官, 商業会議所, 紡績連合会, 日本工業倶楽部, 協調会その他に回付, 意見聴取	
1925. 11	工場法施行令改正案, 行政調査会で決定⇒枢密院 1926. 6承認	
1926. 7	工場法施行令改正 (3年後夜業禁止, 就業規則作成義務づけなど)	1926. 8 工業労働者最低年齢条約批准

(\*) 渋沢栄一など有力ブルジョアジーと官僚, 帝大教授による国家政策の審議機関。議員の顔触れは中村=鈴木〔注(3)〕62頁。生産調査会は, その拡大版。同64, 65頁。

(\*\*)

	照会	回答	異議ナン	修正意見	時機尚早	制定反対
官 庁	8	8	3	5	0	0
地方長官	47	45	12	31	2	0
商業会議所	53	51	6	21	18	6

地方長官の修正意見は, 法令の適用範囲 (23), 職工徒弟の制限年齢 (17), 商業会議所の修正意見は, 就業時間制限 (14), 徹夜業 (13), 業務上死傷 (13) など (岡實『工場法論』の分類。修正意見は就業時間制限など工場法をザル法にするものが多く, 実質的には時機尚早又は反対論。事実, 臨時商業会議所連合会は, 時機尚早の決議案を用意していた)。

(\*\*\*)

	照会	回答	異議ナン	修正意見	時機尚早	制定反対
地方長官	48	48	34	14	0	0
商業会議所	60	60	17	42	1	0
工業団体	7	7	0	7	0	0

(†) 『日本労働年鑑』第1巻194~197頁。(††) 同197~199頁。(†††) 同199~201頁。(††††) 同202~203頁。

(§) 同203~205頁。(§§) 同205~208頁。

(※) 社会政策学会設立趣意書「余輩は放任主義に反対す。なんとなれば, 極端な利己心と制限なき自由競争とは貧富の懸隔を甚だしくすればなり。余輩は又社会主義に反対す。なんとなれば, 資本家の絶滅を図るは国家の進歩に害あればなり。余輩の主義とするところは現在の私有経済組織を維持し, 其範囲内に於て個人の活動と国家の権力に依て階級の軋轢を防ぎ, 社会の調和を期するに在り……」

「再編期」に入ってからである（表1参照）。同様に、鉱夫について「解約」に関する規定を設ける一方、労働保護について農商務省に省令制定権を付与したとされる一八九〇年鉱業条例は、Herrin-Hause 的労資関係を規定した一八六五年プロイセン鉱山法を母法とするものであり、<sup>(10)</sup>しかも鉱業条例Ⅱ鉱業法（一九〇五年）に基づき鉱夫保護の内容をもつた省令Ⅱ鉱夫労役扶助規則が制定されるのは、工場法施行令と同じく一九一六年のことである。

団結についても、「準備期」の一八八一年旧刑法は、「農工ノ雇人（雇主）に対して「雇賃ヲ増サシメ（減シ）」る為ニ「偽計威力ヲ以テ妨害」をすることを禁止する規定をもっていた（二七〇、二七一条、これは団結の絶対的禁止段階を終えていたヨーロッパの法文化の影響である）。これに対して一九〇〇年の治安警察法一七条の場合には、（a）暴行・脅迫及ヒ公然誹毀、（b）誘惑若ハ煽動と行為を分け、（a）については組合加入（二号）、争議行為（三号）、団体交渉（三号）のすべて、（b）については第二号に関わってそれがなされた場合に処罰するものとしている。旧刑法では「脅迫」「誣告及ヒ誹毀」は親告罪であり、（b）Ⅱ二号の行為（争議行為の誘惑・煽動それ自体）は犯罪を構成しない。これらは「確立期」とくにその頂点にあたる「明治三十二年法体制」の特徴（労働運動にとっては「冬の時代」を示す端的な例である。要するに「先駆的労働保護立法」なるものは、日本資本主義の本源の蓄積段階Ⅱ法体制準備時代に、「西洋形商船」「鉱山」「工場」といった施設の先進国（a）群国家）からの移植、その一部としての（いわゆる開明的・進歩的官僚による）先取りの同時的移入の試みとして捉えられるものである。これに対して法体制確立期の「賃労働に関する法制」は、天皇制レジームによる「絶対主義的労働政策」の所産ともいべきものであって、熟練男子労働者に対する治安警察法、年少・女子労働者に対する『労働力』の産業基盤としての保護という意味の非常に立ち遅れた<sup>(11)</sup>工場法がその代表作であった。

(1) 渡辺祥三「近代市民法の変動と問題」岩波講座『現代法(1)現代法の展開』（一九六五年、岩波書店）を参照。

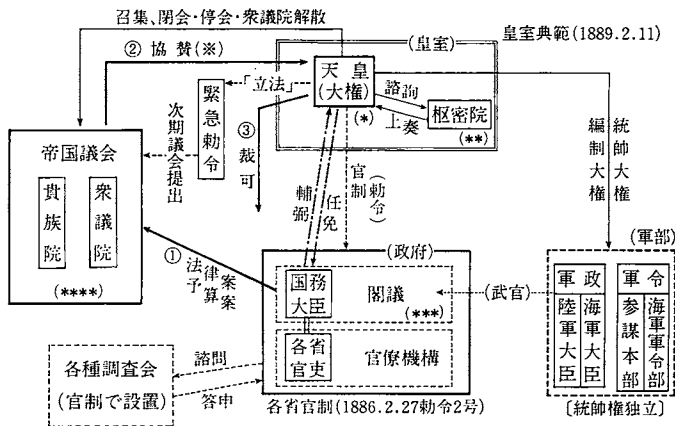
(2) 詳しくは、片岡昇『現代労働法の展開』（一九八三年、岩波書店）四六頁以下を参照。

(3) 「支配階級の諸政党、諸党派の一定の政策が、直接的に、国民代表制形態をとる国家機関（議会）をつうじて法律に転化し、このことが同時に当該階級の共通意思形成の過程でもある」という古典的議会主義を実現したα群国家と異なり、天皇制国家では（図1参照）「政府」行政機関が政策決定の中心的役割を担い、……国家のメカニズムの内部で狭い意味での政策決定過程と立法過程の分離がみられ……支配階級の階級意思の国家意思への転化のプロセスを論理的に考察するために複雑な手続が要求される」（藤田勇『法と経済の一般理論』（一九七四年、日本評論社）一二四頁）。制限的議会制度（①議会に主権がなく、②選挙権が地方名望家・有産者に限定）のもとで、経済的支配階級の意思と政治的支配者集団との意思の調整は、①農商工高等会議（一九八六～九八）、生産調査会（一九一〇～一二）など官僚主導による各種政府諮問機関、②各地商業会議所・全国連合会とその組織する運動、③大日本紡績連合会などの業種別・地域別の資本家団体による建議・請願、④有力ブルジョアジーの団体による官僚との私的意識疎通ルート（例、有業会）、⑤政商「財閥」と政府有力者の個別的パイプなど、事実的「非法的媒介装置」によって図られた。中村政則「鈴木正幸」近代天皇制国家の確立」『大系日本国家史5近代2』六〇～六八頁参照。

(4) 武城正長『海上労働法の研究』（一九八五年、多賀出版）二四一頁以下参照。同規則は、沼田稻次郎編『資料労働法』（一九七九年、労働旬報社）八一頁に掲載されている。なお主従法については、片岡昇『英国労働法理論史』（一九五六年、有斐閣）二〇三頁以下、および石田眞「イギリス雇用契約法の形成と展開」社会科学研究三二巻四、六号（一九八一年）参照。

(5) 武城・前掲書二五七頁以下参照。

図1 天皇制国家の立法・行政機構



- (※) 帝国憲法第5条
- (\*) 帝国憲法第4条〔天皇主権〕、第5～16条〔天皇の大権事項〕
- (\*\*) 帝国憲法第56条〔枢密顧問、枢密院官制及事務規程（1888.4.30勅令22号）〕
- (\*\*\*) 帝国憲法第55条〔國務大臣〕、内閣官制（1889.12.24勅令135号）
- (\*\*\*\*) 帝国憲法第3章〔帝国議会〕、議院法（1889.2.11）、貴族院令（1889.2.11勅令11号）

- (6) 帝国大学法科大学政治学科を中心に一八八七年「国家学会」(「国家学会雑誌」が設立・発行される。その「国家学」とは、ドイツ第二帝制下の *Staatlehre* と同じく「国家経営学」ともいうべきもので、社会政策学会の首唱者・「理財学」教授の金井延をはじめドイツ社会政策学派の講壇社会主義の影響が濃厚。『東京大学百年史・部局史1』(一九八六年、東京大学出版会) 八二—八四頁参照。前田「日本資本主義と大学・法学部」日本法社会学会編『大学問題の法社会学的研究』(一九七〇年、有斐閣) 八七頁以下も参照。
- (7) 欧州の事情に明るかった「開明的」「進歩的」官僚は、問題の先取し解決により民衆の天皇制への統合を図り、社会政策によって階級対立の激化に社会問題を予防し、日本資本主義の長期的な発展を展望した。例えば「君主政体ニ於ル主権者即君主ハ……社会政策ヲ実行シテ以テ貧民ノ階級ト富民ノ階級トヲ調和スルニ最モ適當ナル地位ニ在ルモノト云フベシ……社会政策ナルモノハ実ニ君主政体ノ基礎ヲ鞏固ニシ君主ノ地位ヲ安全ナラシムルノカヲ知ルナリ……実ニ社会政策ハ君主ト多数人民ヲ連環セシムル所ノ連鎖ナリ」(桑田熊蔵「国家ト社会ノ関係ヲ論ズ」国家学会雑誌一八九四・七)、「欧米ノ社会政策ハ既ニ発シタル労働病ニ対スル治療法ヲ研究スルニ在リ、……先進諸国カ……内部ニ於テ甚大ノ苦惱ヲ嘗メツツアルニ際シ、我社会ハ無病息災ニ最モ堅実ナル發達ヲ遂ケ、国民ノ熱誠ト不断ノ努力トニ依リ經濟上ノ發展ヲ図ルニ於テハ、国土貧弱ニシテ天然資源ノ足ラサルハ必シモ之ヲ以テ深キ憂トスルニ足ラサルナリ、況ンヤ此ノ世界の大変亂ニ際シ我國ハ其ノ地理上ノ好地位ニ因リ戰爭ノ殃禍ヨリ免レ得タルニ於テテヤ」(岡實『改訂増補・工場法論』(一九八五年・復刻、有斐閣) 一四二頁)。なお籠山京「工場法の成立と実施における官僚群」高橋幸八郎編『日本近代化の研究(七)』(一九七二年、東京大学出版会)、池田信『日本社会政策思想史論』(一九七八年、東洋経済新報社) 六一頁以下参照。
- (8) 一〇時間労働日は、当時の世界的相場。一時間半の標準労働日を定めた帝制ロシアの「新工場法」(一八九七年)について前田「工場で労働者から徴収される罰金に関する法律の説明」『マルクス主義法学講座8 マルクス主義古典研究』(一九七七年) 二二一頁以下、荒又重雄『ロシア労働政策史』(一九七一年、恒星社厚生閣) 一七七頁以下参照。
- (9) 『職工事情』によれば当時の職工の標準的労働時間は、鉄工、印刷工などは一〇時間、昼夜交替制をとる綿糸紡績などが一時間〜一時間半、生糸職工が日出〜日没で夏季などは一三〜四時間。資本家側の抵抗(遷延策)は、「絶対的剰余価値の生産」条件の温存ということに加えて、家族主義的の非法的労使関係が工場法の管理下に置かれることによって、西洋風化に法化(権利・義務関係化)する(例えば、業務上死傷に対する補償が使用者の「配慮」によるものではなく、「法的義務」によるものとなる)ことへの危惧による要素が大きい。
- (10) 石村善治「鉱業法(法体制確立期)」『講座日本近代法発達史3』(一九五八年) 一九五頁。プロイセン鉱山法が、①法的に平等な労資の個別的労働契約による労働力の自由な売買と、②経営内での資本の専制的支配という本質をもつことについては、野村正實『ドイツ労資関係史論』(一九八〇年、御茶の水書房) 二六頁以下参照。
- (11) 大河内一男『社会政策四十年』(一九七〇年、東京大学出版会) 二六八—二六九頁。

### 三 「団結の自由化」問題と国家

「賃労働に関する法制」が「労働法」たりうるためには、少なくとも労働者の「人格の尊重」(1)、「個」的自由を前提とし、その上での自由な諸個人による集団行動の自由の保障(2)「団結(結社)の自由」、「労働の従属性」の認識と労働者の実質的自由の回復、「労働の人間化」のための一定の法的措置(3)を独自の課題として、自覚したものでなければならぬ。「八時間労働制」や「労働組合の承認」が帝国議会で論ぜられ、内務省社会局設置、工場法改正・施行、治安警察法一七条撤廃、労働組合法案の立案・上程、団体協約の締結、帝大法学部などでの「労働法」の開講(4)などの記録される大正期・一九二〇年代の法体制再編期は、労働法史上労働問題の本格的登場(図2、3参照)・労働法の本格的な準備(5)形成期と位置づけることができるであろう。

憲政(6)政黨政治、普通選挙など議会主義(ブルジョア・デモクラシー)的要素の拡充を国家形態上の特徴としたこの時期の国家(7)法体制再編は、一面では、経済的内実を伴った自立帝国主義国としての法体制の整備(8)再編の必要に基づくが、他面では、「新中間層」の登場など階級構成の変化(9)や国民的レベルでの外国文化との交流(10)などによって、本来の意味での「近代化」(個の独立を基底とし、対等・平等な諸個人間の契約を媒介とした、政治(11)社会関係の再編成・再組成)が追求された(「下から」の近代化)ことによる天皇制国家の社会的(12)イデオロギー的基盤(家族主義(13)「家」制度)の動揺(14)そしてロシア(15)ツァーリズム、ドイツ(16)カイザー・トゥムの二皇帝が革命によって姿を消し、有力な絶対主義的君主政体は日本(17)天皇制のみとなった世界史的状况に触発されての、「危機管理」的対応として把握される。財団法人「協同会」(18)設立(19)「資本と労働の調和」を基調(その裏面として「資本と労働の非和解性」の理論(20)運動の否認・抹消)とする再編期の労働政策、その原型を提示した救済事業調査会が超然内閣によって設置されたことは記憶されてよい。

法体制再編期(日本労働法史上は労働法の準備(21)形成期)の国家形態の特徴を表現するのが、「団結」と法(案)をめぐ



図2 工場労働者数

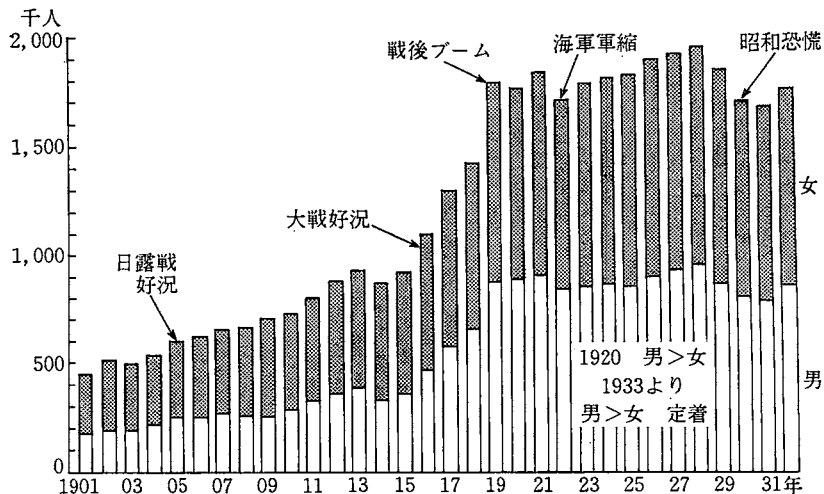


図3 同盟罷業参加人員

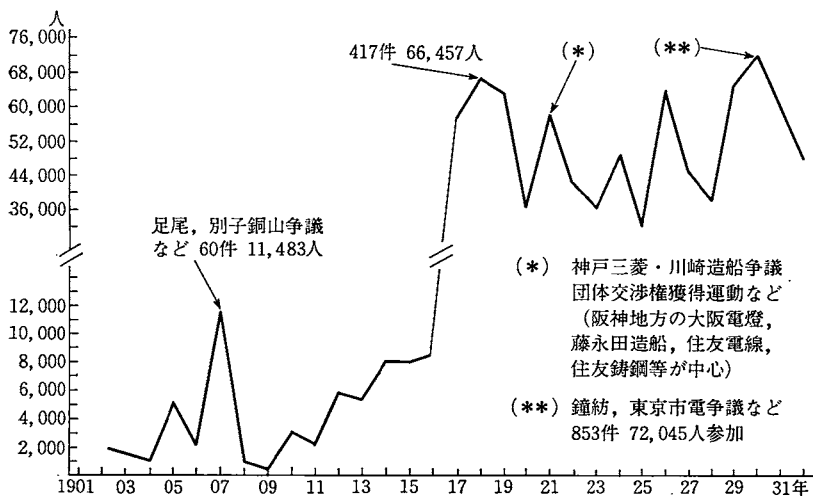


表2 労働組合法の立法過程

議 会 ・ 政 党	(内 閣)	政 府	労・資の動向, その他
<p>[1919. 5 選挙法改正 (小選挙区制, 有権者資格改訂・人口比 2.5→5.5%)]</p> <p>[1920. 5.10 総選挙, 政友会単独過半数]</p> <p>1921. 3 憲政会, 労働組合法案第44議会に提出 (*)</p> <p>国民党, 労働組合法案 (建議), 治安警察法改正案提出</p> <p>1922. 3 憲政会, 国民党 (**), 労働組合法案, 治安警察法17条改正案第45議会に提出</p> <p>1923. 2 憲政会, 革新倶楽部, 労働組合法案 (\$\$\$), 治警法17条改正案第46議会に提出</p> <p>1924. 1 清浦内閣支持派, 政友会脱党, 政友本党結成</p>	<p>1917.10 寺内正毅 (超然内閣)</p> <p>1918. 9 原 敬 (政友会)</p> <p>1921.11 高橋是清 (政友会)</p> <p>1922. 6 加藤友三郎 (超然内閣)</p> <p>1923. 8 山本權兵衛 (超然内閣)</p> <p>1924. 1 清浦奎吾 (超然内閣)</p>	<p>1918. 6 救済事業調査会官制公布 (.8 設置, 1919.3 答申 (†))</p> <p>1918.12 内務省・労働委員会法案非公式発表 (§)</p> <p>[1919. 6 ヴェルサイユ条約調印]</p> <p>[1919.10 ILO第1回総会]</p> <p>1920. 2 臨時産業調査会官制 (††) 農商務省, 内務省より労働組合法案提出 (§§)</p> <p>1920. 8 内務省内に社会局設置</p> <p>1922.11 内務省外局社会局設置</p>	<p>1917. 3 日本工業倶楽部設立 (1918.12 労働問題調査委員会設置) (#)</p> <p>(1918 米騒動)</p> <p>1919. 6 大阪工業会, 同職工組合法案発表</p> <p>1919. 8 友愛会, 全日本労働総同盟友愛会と改称 (1921 日本労働総同盟と改称)</p> <p>1919.12 財団法人協同会設立 (#†)</p> <p>1921. 5 海員組合結成</p> <p>1922. 8 日本経済連盟設立</p>
<p>[1924. 5.10 総選挙]</p> <p>1925. 4 治安維持法公布 (1923 緊急勅令)</p> <p>. 5 普通選挙法公布 (中選挙区制, 納税資格撤廃, 有権者20%へ)</p> <p>1926. 1 若槻内閣, 労働争議調停法案・治安警察法17条改正案, .2 労働組合法案 (いわゆる「政府確定案」) を第51議会に上程 (労組法案のみ審議未了廃案)</p> <p>1926. 3 暴力行為等処罰法成立</p> <p>. 5 革新倶楽部, 政友会に合流</p> <p>1927. 2 第52議会に労働組合法案再上程 (審</p>	<p>1924.6 加藤高明 (憲政会, 護憲三派) 政党内閣制に移行</p> <p>1925. 8 加藤高明 (憲政会)</p> <p>1926. 1 若槻禮次郎 (憲政会)</p> <p>1927. 4 田中義一</p>	<p>1924. 2 社会局, ILO総会労働代表の選任を労働団体選出に改める</p> <p>1925. 7 社会局, 労働争議調停法案・労働組合法案 (いわゆる「内務省社会局案」)・治安警察法中改正法律案を行政調査会 (†††) に提出⇒労働組合法案は大幅修正 (.12 労働組合法案要綱), 労働争議調停法案は部分修正, 治安警察法改正案は17条撤廃</p>	<p>1925. 3 国際労働協会創立, .11 第1回総会</p> <p>1925. 8 日本工業倶楽部, 調査委員会設置・英米訪問実業団派遣, 行政調査会に意見書 (9月)</p> <p>1925.10 総同盟・評議会などで労働立法対策協議会設置</p> <p>1925.11 商業会議所・大日本紡績連合会など関西7団体意見書</p> <p>1926. 2 評議会系など想法反対委員会</p> <p>1926. 3 日本工業倶楽部, 労働法案調査委員会を設置し修正意見を公表</p>

<p>議未了)          . 6 憲政会+政友本党, 立憲民政党結成          [1928. 2. 20 第1回普通選挙, 3・15事件]          1929. 2 社会民衆党, 労働組合法案第56議会に提出 (***)          [1930. 2. 20 解散・総選挙, 民政党安定多数獲得]          1930. 7 無産政党共同, 労働組合法案第58特別議会上に提出 (****)          1931. 2 浜口内閣, 「改正労働組合法案」を第59議会上に上程(衆議院通過, 貴族院で審議未了) (\$\$\$\$)</p>	<p>(政友会)          1929. 7 浜口雄幸 (民政党)          1931. 4 若槻禮次郎 (民政党)          1931. 12 犬養毅 (政友会)          1932. 5 斎藤実 (挙国一致内閣)</p>	<p>と「暴行脅迫等」処罰の別立法用意で合意          1929. 7 社会政策審議会設置 (&amp;)          1929. 12 社会局第1次草案(「内務省社会局第2次案」) (&amp;&amp;)          1930. 12 労働法懇談会(資本側ボイコット)          1931. 1 労働法懇談会(資本・中立)⇒社会局案全面修正(2月閣議決定)</p>	<p>1928. 11 I L O事務局長来日。総同盟、海員組合、官業労働総同盟など右派系で労働立法促進委員会結成          1929. 12 日本工業倶楽部「労働組合法制定に関する意見」(\$). 12 労働立法促進委員会, 消極支持表明          1930. 1 日本工業倶楽部, 大阪工業会を反対論に説得。東京商業会議所「労働組合法に関する建議」          1930. 7 左派系反対, 労農党・労働組合法案 (\$\$)          1930. 10 日本工業倶楽部, 東京商業会議所と共催で労働組合法制定反対・争議取締規定制定要求集会          1931. 2 全国産業団体連絡協議会 (⇒. 4 連合会移行)</p>
---	---	--	---

(\*) 『日本労働年鑑』第2巻484～486頁。なお、憲政会の社会的立法構想とその趣旨については、同第1巻218～221頁。(\*\*) 『日本労働年鑑』第4巻15～17頁。(\*\*\* 『労働行政史』第1巻446～447頁。(\*\*\*\*) 『労働行政史』第1巻452～453頁。

(§) 『日本労働年鑑』第1巻222～224頁, イギリスのホイットレー委員会構想がモデル。( §§) 沼田編『資料労働法』29～33頁。内務省案は南原繁(後に東大教授, 戦後総長), 農商務省は北岡寿逸(人口問題研究所を経て, 河合栄治郎のあと東大経済学部社会政策教授)による。( \$\$\$) 『日本労働年鑑』第1巻928～930, 934～935頁。

(†) 註(10)。(††) 武藤山治鐘紡社長, 藤原銀次郎王子製紙社長(貴族院議員)ら大ブルジョアをまじえた, 政府・財界の政策調整のための審議会。『労働行政史』第1巻132頁。(†††) 閣議前に政府部内で重要法案・政策について審議・調整するための機関。意見分布は, 林博史『近代日本国家の労働者統合』148頁以下。調査会の決議書は, 土穴文人『戦前期労働法制論』107頁。

(&) 『労働行政史』第1巻430～431頁。(&&) 同448～451頁。

(#) 設立趣意書は, 間宏91～92頁。「独占資本を中核に据えた最初のブルジョアジーの総結集体」。(##) 註(9)。

(\$) 『日本工業倶楽部五十年史』167頁。(\$\$) 河上肇起案, 『労働行政史』第1巻453～454頁。(\$\$\$) 『日本労働年鑑』第5巻557頁。なお革新倶楽部は国民党の後身。木坂順一郎「革新倶楽部」井上清編『大正期の政治と社会』(1969年, 岩波書店)参照。(\$\$\$\$) 『日本労働年鑑』第13巻627～632頁。

議會・政党・政府・資本・労働の動向である(表2)。 (1) 広範かつ数多く設置された政府の各種諮問会・調査会などでの政府諸機関・政党・財界の意見調整↓答申、(2) 財閥を中心とする大ブルジョアジーの意思を統合し、その「総意」を政策決定に反映する日本工業倶楽部・日本経済連盟の創立、(3) 官僚・政党の融合による党内閣の出現、財閥・独占ブルジョアジーが自らの意思を(選挙等を通して)「国民的意思」として実現するための政党への財政的援助、政党を通ずるルートの新設など、経済的支配階級⇨財閥・独占ブルジョアジーによる政策決定・立法過程への関与のあり方も大きく変化している。<sup>(12)</sup> 諸勢力・諸党派の立場・主張が、議會(選挙、院外での運動を含めて)という公開の場で鮮明にされる(政治の大衆化)のも国家形態の「ブルジョア化」の一つの指標であり、また「再編期」労働組合法の立法過程が「確立期」工場法のそれと大いに異なる点でもある。

「再編期」における労働法の本格的な準備⇨形成に国際的な契機、とりわけヴェルサイユ条約とそれに基づくILOの設置・活動が大きな影響を与えたことはよく知られている。<sup>(13)</sup> 「主たる同盟及び連合国」として自らの意思でヴェルサイユ条約の締結に加わった以上、ヴェルサイユ条約に含まれる労働条項もまた履行されねばならない。表2から容易に推察されるように、労働保護立法・「団結の自由化」に前向き姿勢をとっていたのは、憲政会・民政党⇨内務省社会局である。内には政治的自由の一定の拡大と社会政策、外には協調外交と軍縮によって「安定した帝国主義支配体制」を指向したその「ハト派」<sup>(14)</sup>的政治路線は、第一次大戦後の世界資本主義秩序⇨ヴェルサイユ体制と照応するものであった。浜口内閣(都市の中小ブルジョアジーや新中間層の支持を得て、衆議院の安定多数を制していた)の労働組合法案は、財界⇨貴族院の同盟(天皇制国家の「深部の力」)によってとどめを刺された。<sup>(15)</sup> だが、帝国主義世界体制の相対的安定を背景とした「再編期」とその改革路線の可能性が、世界大恐慌の始まりとヴェルサイユ体制の終焉(ナチスの政権掌握⇨ヴェルサイユ条約の破棄、日本の国際連盟脱退によって完了)を前にしてすでにその黄昏を告げていた、という客観的な事情が背景にあったことも忘れてはならない。

- (1) 友愛会(一九一九年より大日本労働総同盟友愛会)会長、鈴木文治による「先づ労働者の人格を認めよ」の主張とその展開と運動については、兵藤・前掲『日本における労資関係の展開』三三七頁以下参照。
- (2) 友愛会神戸連合会指導の川崎・三菱造船所の争議を面期として、重工業大経営の男子熟練労働者の労働時間は、一〇時間制から「八時間十残業二時間」(当初は賃上げ要求に対する「代案」として実施、後に「残業附八時間制」となる)あるいは八時間三交替制に移行する。実施状況は『日本労働年鑑』第二卷一〇四頁以下参照。
- (3) 日本労働総同盟・東京製綱(一九二六年)、全日本海員組合・船主同盟会(一九二八年)、『資料労働法』三〇五―三二二頁、前者の経緯について製綱労働組合編『団体協約十年』(一九三六年)参照。
- (4) 一九二〇年東京帝大・法「労働法制」開講(隨意科目、末弘敏太郎)、一九二四年東京商大「商事法令(労働法、孫田秀春)」開講、一九二五年東北帝大・法文「社会法論」講座開設(橋本文雄)、一九二七年九州帝大・法文「社会法」講座開設(菊池勇夫)、一九三二年京都帝大・法「社会法」開講(末川博、京大瀧川事件で挫折)。
- (5) 田沼肇「補論・戦前戦後の階級構成の特徴と変化」『新マルクス経済学講座』戦後日本資本主義の階級構成(一九七六年、有斐閣)参照。
- (6) 「大阪朝日新聞」など新聞社の株式会社化(発行部数とシェアの拡大)「改造」思想の発刊などマスコミ・出版文化の発展に支えられる要素が大きい。藤原彰『日本の民衆』強圧の嵐の中で(一九七五年、三省堂)六四―六七頁、参照。
- (7) 詳しくは、磯村哲「市民法学(上)(中)(下)」講座日本近代法発達史6、9、10。
- (8) 「普選」に先行して治安維持法が制定され(緊急勅令)法律、「国体(法案段階では「国体若シクハ政体」となっていた)ヲ変革シ又ハ私有財産制度ヲ否認スル」結社の禁止、公民権の男子への限定(私法における女子の「無能力」と対応)など、天皇制国家の「絶対性」と社会基盤(家族制度の基本的枠組は維持されており、ブルジョア・デモクラシーとしても不徹底)。
- (9) 『日本労働年鑑』第二卷二四二―二四四頁。「協調主義の精神は、階級闘争を否認すると同時に階級の調和融合を図らんとするに在る。而して之が為には一方に於て資本家の謙抑自制を促すと共に、他方に於て労働者の地位の向上、福利の増進を図ることが今の時に緊切なる事項である。本会は此目的を達するが為には最善の努力を吝まざると同時に、労働者自ら同様の目的を以て労働組合その他の団体を組織し、之を健全に発達普及せしむることを希望する。」(「協調会宣言」)。機関誌「社会政策時報」を発行。
- (10) 「欧州大戦ノ波動ハ時々刻々我邦ノ思想界並ニ物質界ヲ衝盪スルアリ……将来更ニ幾多ノ社会問題ノ湧起ヲ免レザルベク」として一九一七年設置。岡實農商務省商工局長、添田敬一郎内務省地方局長(後に協調会理事、民政党議員)ら関係各省官僚、帝大・国家学会に籍をおく高野岩三郎、桑田熊蔵ら学識経験者を以て組織。「失業保護ニ関スル施設要綱」、「資本労働ノ調和」として「労働組合ハ之ヲ自然ノ発達ニ任スベキコト」「治安警察法第一七条第一項第二号ハ之ヲ削除スベキコト」「資本家労働者兩者ノ共同調和ヲ図ルタメ適切ナ民間ノ機関ヲ設立ス

ルコト」〔労働問題調査及労働保護ニ関スル事務ヲ統轄スル機関ヲ設立スルコト〕などを答申。

(11) 各法案の異同・対比は、三和良一・前掲「労働組合法制定問題の歴史的位置」二四二—二四三頁、土穴文人「戦前期労働法制論」一六六—一六七頁参照。

(12) 大石嘉一郎「国家と諸階級」『日本帝國主義史』第一次大戦期（一九八五年、東京大学出版会）四四二頁。

(13) 田村・前掲「日本労働法史論」は、この視角から戦前期労働法史を整理。一九一九年設立の大原社会問題研究所とその『日本労働年鑑』も「国際労働問題」に一編を割いている。

(14) ヴェルサイユ条約・労働条項の成立経過・問題は、前田「労働基準法の基本理念と労働憲章」片岡具他「新労働基準法論」（一九八二年、法律文化社）三七頁以下参照。

(15) 民政党の政治路線及び政友会との差異については、安藤良雄編『兩大戦間の日本資本主義』四〇頁以下、今井清一「政党政治と国民思想」橋川文三・松本三之介編『近代日本政治思想史(2)』（一九七〇年、有斐閣）一四一頁以下参照。

(16) ソヴェート・ロシアを排除して成立したヴェルサイユ条約は、(a) 戦勝国によるドイツ帝国の分割・解体、海外領土と資産の配分、競争相手としてのその弱体化という側面と、(b) ロシア革命はボルシェビズムの政治的・思想的影響の波及防止のための「危機管理」という二重の性格をもっている。後者の点については、(1) ソヴェート・ロシアの内戦に介入（反革命軍の支援から直接の出兵は干渉戦争まで）することで本元を断つ、(2) ドイツ国内のレーテ運動への軍国主義は反革命義勇軍の動員の容認や債務処理政策によって右翼社民党を与党とする政権を援助し、ワイマール共和国体制の安定を図る、(3) 大戦中の「城内平和」を国際化し、資本と労働（アムステルダム系インタナショナル）の同盟によって、コミンテルンはプロフィンテルンと対抗することなどが主要な内容である。斎藤孝『戦前期国際政治史』（一九七八年、岩波書店）参照。

(17) 間宏『日本の使用者団体と労使関係』一一八頁以下参照。

## おわりに

紙数も尽きたのでその後の展開は別稿に譲るとして、若干のまとめと見通しを示しておきたい。労働法史を①絶対的禁止②自由化③積極的承認の階梯をくぐる団結権確立史に即して捉えるなら、わが国の場合も大きくみれば、①天皇制国家の確立期を絶対的禁止の段階（治安警察法を核とする治安法制は、明文で団結を禁止するものではなかったが、

機能的にはそのようなものとして運用された)、②その再編期を自由化段階(これに照応して労働保護法制の形成も進む。ただし国家形態の「絶対主義」的枠組——国家の権力発動が国民に対して自由——の故に、「行政的承認」と評される「労働争議調停法体制」も「法の支配」の確立されたα群国家の自由化β絶対的禁止法制の廃止ほどには保障的機能を有していない)、③戦後改革期での積極的承認という階梯をたどる(なおこの間に、一九三〇年代の「崩壊期」を経験する。崩壊期は、(1)天皇制国家形態の下での法体制の再編βブルジョア・デモクラシー化の限界の露呈、(2)産業報国会運動やファシズム的労務統制による経営家族主義的労使関係の変形β保存と、その改革運動「横断的労働組合による「労働者人格の尊重」「組合承認」による経営民主化運動」の破壊、(3)この破壊と歪曲の大学βイデオロギー・イデオログの再生産の機構への波及、以上と合せて、(4)「高度国防国家」β戦時国家独占資本主義による「全般的労働義務制」と重化学工業化の推進β戦後労働運動の爆発的展開のための物質的条件をも形成、<sup>(2)</sup>などの特徴を有する)。

戦後の「確立」は、以上のような歴史的「遺産」と国家形態(天皇制国家β法体制)の変革を前提とし、新たな国際的状况(ポツダム宣言β占領体制)<sup>(3)</sup>の下で枠組形成され、高度成長期β展開と低成長期β再編の過程をたどることを補足しておきたい。

(1)「労働組合公認」β「団結の自由」を核とする労働法(学)確立のための営為はその対象と実践課題を失い、「学」それ自体は哲学的・理論的な方向に自己完結的に発展する(但し、一九三〇年代の前半まで。それ以降は、加山宗二「日本労働法世界——その過去と現在——」[法律文化一〇・一一・一二合併号]の描くとおりでである)とともに、一九三〇年代のマルクス主義社会科学の転換の影響をも受ける。前者の例として、津田蔵之丞「労働法原理」(一九三二年、改造社)、橋本文雄「社会法と市民法」(一九三四年、岩波書店)、次著を合わせて一九五七年、有斐閣(復刊)、『社会法の研究』(一九三五年、岩波書店)、加古祐二郎「近代法の形態性に就て」[法と経済一巻五号(一九三四年)、「近代法の多元的構造に就て」法と経済四巻一・二号(一九三五年、前者とともに)『近代法の基礎構造』(一九六四年、日本評論社)に再録されている)、後藤清「労働協約理論史」(一九三五年、有斐閣)、浅井清信「労働契約の研究」(一九三四年、政経書院、増補・改題『労働契約の基本問題』(一九五二年、法律文化社)など。後者の点については、藤田勇「ソビエト法理論史研究一九一七—一九三八」(一九七八年、岩波書店)二二五頁以下参照。

- (2) 加藤佑治『日本帝国主義下の労働政策』(一九七〇年、御茶の水書房)二六〇頁以下参照。
- (3) さしあたり前田「労働政策と法」『マルクス主義法学講座6』三二九―三三三頁参照。